

## 第5章 認証・認定制度への対応

1995年、強制規格及び任意規格並びにこれら規格の適合性評価手続きが国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないように、国際規格及び国際適合性評価制度が生産の効率化を改善し、国際貿易を容易なものにするため、WTO（世界貿易機関）のTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）が発効された。国内では、強制法規分野の規制改革により、地方自治体等に限定されていた各種法規の指定・認定を民間試験機関にも開放する動きが広まり、殆どの法律において、民間試験機関は強制分野に進出することが可能となった。実際に、普及が進んでいるISO 9001やISO 14001認証の他、高い技術的能力が問われるISO/IEC 17025試験所認定制度やGLP認定制度、さらには各種強制法規による指定・認定・登録は、各試験所能力の評価目安として重要なファクターとなっている。

本章では、任意分野、強制分野における認証・認定・指定・登録制度への対応状況を2018年調査と比較すると共に、新たに、女性活躍推進法の「えるぼし認定」と、次世代育成支援対策推進法の「くるみん認定」の認定状況についても調査した。

### 5.1 試験事業者の認証・認定取得に関する顧客側の認識

各試験事業者が提供する試験データの信頼性を支える各種の認証・認定・指定・登録制度を取得に踏み切るかどうか決断する場合、顧客側の認識が重要な要因になることから、それらを取得しているか顧客から質問を受けたことがあるかどうかについて調査した。結果を図5.1-1に示す。

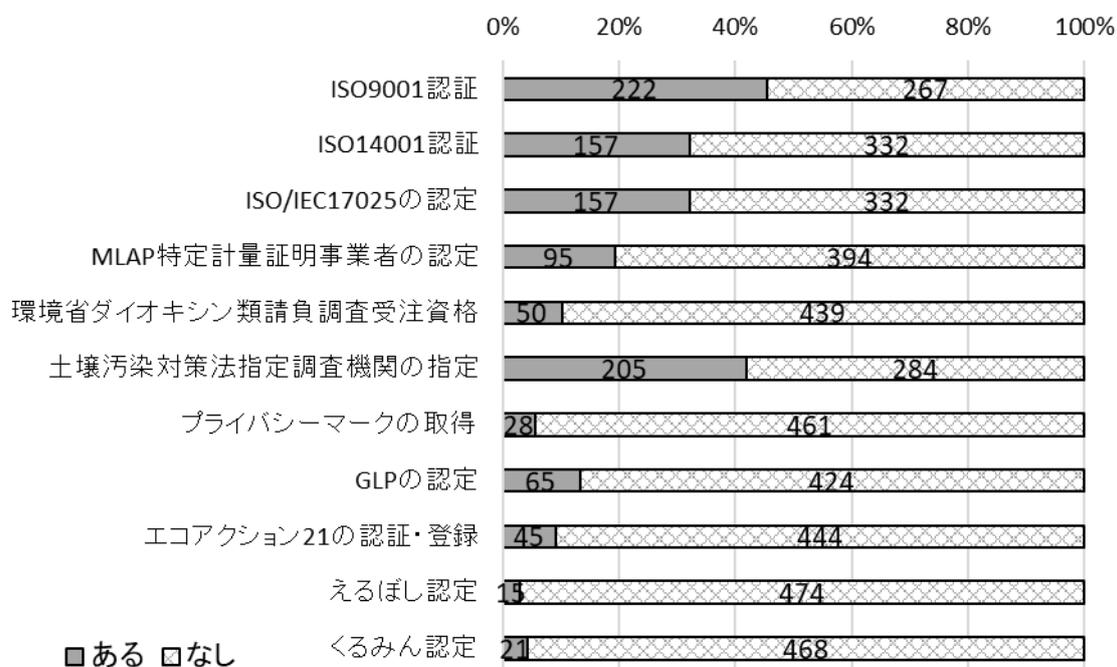


図 5.1-1 試験事業者の認証・認定取得に関する顧客側の意識（全国）